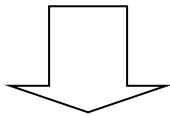


[農地の相続等の届出のお願い]

農地を相続したときは・・・

※農地とは登記簿上の地目が「田」・「畑」になっている土地と、
現況が「田」・「畑」となっている土地をいいます。



農地の所在する農業委員会に 届出をお願いします。

(届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料
を科せられる場合があります。)

農業委員会の措置

- 農業委員会は、届出がされた農地について、適正かつ効率的な利用が図られるかどうかをチェックします。
- 農地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあるときは、届出をした者に対し、第三者への農地の譲渡や貸し出しのあっせんなどを行います。

**手続きは簡単です。詳細につきましては、農業委員会へ
お問い合わせください。**

(裏面の届出書の記入例を参考にしてください。)

紀北町農業委員会事務局
電話 0597-46-3116
(農林水産課農政係内)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

紀北町農業委員長 殿

住所 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

氏名 紀北 太郎 印

下記農地(採草放牧地)について、**相続** により **所有権** を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所
紀北 太郎	三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		
紀北町東長島字天摩〇〇番〇〇	畑	畑	500	

3 権利を取得した日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 権利を取得した事由 **相続**耕作の状況を記入
自作／貸付／不耕作使用収益権の設定(見込み)
について記入 有／無5 取得した権利の種類及び内容 **所有権** **自作** **使用収益権の設定(見込み):無**6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無 **希望しない**

(記載要領)

- 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 記2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 記4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割・時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 記5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 記6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。